

2009年8月20日発行(3号 防犯カメラ特集)

夕陽会広報部

祝！防犯カメラシステム稼働

4月の総会に提案し会員皆様のご賛同を得た『街頭防犯カメラシステム』が、8月より稼働の運びとなりました。品川区の強力なご支援と、機器設置に快諾いただいた会員のご協力のもと、短期間に完成することができました。ここに皆様とともに喜びたいと思います。

本システムは、犯罪発生抑止としての効果を発揮することが望ましく、『設置してあるぞ！』を電柱巻き看板で派手にPRしました。街の美観を少々損ねますが、町の安全・安心につながるのではないかと期待しております。まだ、2地点への設置が終わっておりませんが、設置了解が取れ次第、順次増設を予定しています。

短期間に検討から設置にこぎつけることができたのも、システム設置先輩の池田山町会の資料や経験を活用させていただけたおかげです。紙上を借りて深く感謝申し上げます。

夕陽会会長 鴻田次章

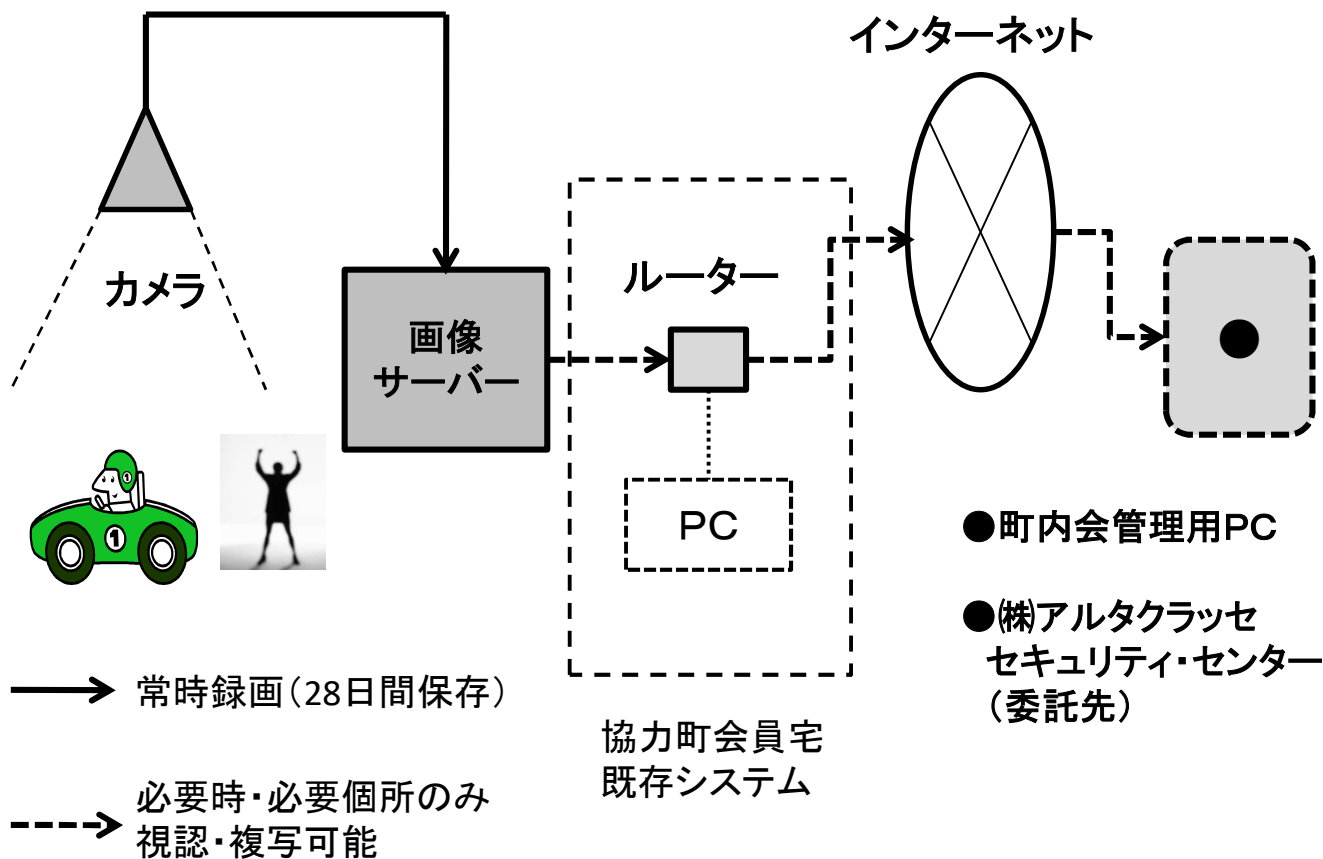
掲示板移動

山手線沿いにあった掲示板は、車が通るたびに危険を感じる場所にあり、また老朽化が進んでいたため、目黒さつき会館殿の了解のもと、移動・更新しました。予算は7.7万円で、区より1/2の補助金がでています。(2009年7月25日)



街頭防犯カメラシステム基本概要

カメラは常時10コマ/秒で通りを撮影し、映像サーバーに録画している。しかし、その映像を監視している人はいない。いざ鎌倉のときのみ、インターネットを介して視認することができる。また、必要に応じ過去の映像を取り出し、当局に提出することが可能なシステム。



- 設置費(8か所11カメラ一式総額:345万円)
 - ・町会負担:115万円(別会計 夕陽ヶ丘街づくり協議会予算)
 - ・品川区・東京都負担:230万円
- 電柱巻き看板:16万円(別会計 夕陽ヶ丘街づくり協議会予算)
- メンテナンス料・協力費等:30万円/年(通常町会費予算)

カレンダー

- 区の行事
 - 8月30日 区民祭り(第1日野小学校)
 - 9月06日 防災の日(第4日野小学校)
- 杉野学園行事予定
 - 11月2・3日 大学祭およびドレメ祭
(ご来校をお待ちしています)

広報

- ☆パークタワー目黒マンション行人坂
手すりが設置されました
- ☆三井住友新目黒ビル別館北側
3番目の電柱移動作業中
- ☆杉野第5校舎・カトリック目黒教会
歩道状空地工事を開始
- ☆目黒川ガード下
北側にガードレールが設置されました

とりあえず、役員会で検討し下記規定で運用を開始しました。ご意見のある方ご連絡下さい。

連絡先:上大崎4-4-13 佐藤 至弘

街頭防犯カメラシステムの管理運用規定

2009年7月29日

夕陽会

第1条 目的

この規定は品川区生活安全条例(条例第45号)の精神に基づき、夕陽会(以下 町会と称する)区域内に設置する街頭防犯カメラシステム(以下 システムと称する)の管理・運用に関し、以下の事項を定めることにより、システムの特殊性を活かしつつ地域および住民等の安全・安心に資することを目的とする。

第2条 用語の定義

この規定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 街頭防犯カメラシステム:町会区域内の街頭に設置したカメラで撮影した映像を、録画する装置。
この装置は遠隔操作により、録画中(録画済を含む)の映像をモニター画面に映しだし目視することが可能である。
- (2) データ:カメラにより撮影した映像を、電磁的または光学的方法で媒体に記録したもの。

第3条 管理責任者と守秘義務

1. システムの管理責任者は、町会長および副会長全員とし、町会長がそのリーダーを務めることとする。任期は町会の役員任期終了までとし、欠員により就任した後任者の任期は、前任者の残存期間とする。
2. 管理責任者は、システム運用上知り得た住民等のプライバシーを漏えいしてはならない。任期終了後も同様とする。
3. 犯罪捜査または警察の職務執行のためデータの活用を求められたときは、前項の規定にかかわらず、申請書の提出を受け、半数以上の管理責任者が協議のうえ、承認の可否を決定する。開示するときは、必ず2人以上の管理責任者が立ち会うこととする。

第4条 システム等の設置場所と告知

システムの設置場所は、町会役員会で候補地点を検討し、当該町会員の承諾を文書で受け取り、決定することとする。

設置場所は広報紙等で告知し、図面は管理責任者(リーダー)が保管する

第5条 システム等の運用時間

システムの運用は、保守期間を除き365日24時間とする。

第6条 データの保存方法とその期間

データは撮影状態のまま28日間保存すものとし、以後順次上書きする。

第7条 規定の改廃および総会の承認

本規定の改廃は、役員会にて検討・決定し直ちに実施できることとするが、その後、直近の町会総会にて承認するものとする。

付則 この規定は2009年8月1日より施行する

設置レイアウト図

- ① 田中様邸自立ポール
- ② 杉野学園様 第五校舎 2階角
- ③ 杉野学園様 本校舎 2階角
- ④ 榎木様邸 2階 ガーゼ上
- ⑤ 杉野学園様 短大 土手の上
柵の基礎 フロツク上部
※ 特設防犯柵
- ⑥ 丸西ビル様 南寄り壁面
- ⑦ 大河商事様 自立ポール
- ⑧ 大河商事様 別棟北面
- ⑨ 交差中
- ⑩ 計画中



【電柱まき看板】

40cm

夕陽会町会
防犯カメラ作動中

大河商事様
品川区

80cm

防犯カメラ

録画サーバー